

## 地域計画に位置付けられる担い手

地域計画に位置づけられる担い手は、地域の中心経営体として農地を集約し営農に取り組む「認定農業者」、「認定新規就農者」、「基本構想水準到達者」です。

一方、上記の認定農業者、認定新規就農者等以外の農業者でも地域計画期間中（10年間）、継続的に営農をする農業者等も地域計画に位置付けられることにより、農地バンクと農地の貸借契約や農作業受委託契約を結ぶことができます。

注：農地の貸借は農地法（3条許可）か農地バンクによる手続きが必要です。

### 地域計画に位置付けられる担い手の条件

#### ① 認定農業者

条件	基盤強化法に定める経営改善計画（5か年）の認定
対象	年齢制限なし
年間総労働時間	1人当たり 1,900 時間程度/年
年間農業所得	1人当たり 460 万円以上、（個別経営体の場合は 590 万円以上）

#### ② 認定新規就農者

条件	基盤強化法に基づく、青年等就農計画の認定
対象	新たに農業経営を営もうとする 18 歳以上 45 歳未満の青年及び 45 歳以上 65 歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者及びそれらが役員の過半数を占める法人
年間総労働時間	1人当たり 150 日以上かつ 1,200 時間以上/年
年間農業所得	1人当たり 276 万円以上（個別経営体の場合は 354 万円以上） （認定農業者の 6 割）

#### ③ 基本構想水準到達者

- ・ 認定農業者の再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している経営体。
- ・ 市町村が定める基本構想における効率的、安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせるかは、年間農業所得、営農類型、経営規模等の経営計画を確認し判断します。条件は認定農業者と同様で基本構想に定める年間所得等が判断の基準となります。

#### ④ ・ 継続的に農用地利用を行う中小規模の経営体

- ・ 農業を副業的に営む経営体等
- ・ 委託を受けて農作業を行う者

認定農業者のように経営改善計画により農業収入の目標や年間の農作業時間を定めるものではなく、地域計画期間は自作地を中心に営農する農業者や農作業の委託を受ける者も地域計画に位置付けることができます。